

# 伊 勢 市 公 報

第 50 号  
平成 19 年 12 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域の決定について	2
○ 市議会定例会の招集について	3
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	4
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定休止の届出について	5
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて	6
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	7
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて	8
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	9
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	10
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	11
○ 職員採用試験の実施について	12
○ 犬の抑留について	15

伊勢市告示第 124 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 19 年 11 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	日赤東紡線	16.0～27.0	669.6

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 125 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 19 年 11 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 19 年 12 月 3 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 19 年 11 月 22 日

伊勢市教育委員会  
委員長 角 前 泰 之

記

- 1 日 時 平成 19 年 11 月 29 日（木）午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2 階第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件

議案第 28 号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

議案第 29 号 伊勢市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱に  
ついて

議案第 30 号 平成 20 年度 伊勢市立小中学校教職員人事異動方  
針案について

伊勢市上下水道事業告示第 61 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工  
事の事業の休止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 19 年 11 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

工事店名	所 在 地	休止年月日
フジタ電化住設	度会郡玉城町妙法寺 623 番地 1	平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市上下水道事業告示第 62 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 8 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、次のとおり告示します。

平成 19 年 11 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所在地	取消年月日
65	有限会社 辻井設備	多気郡明和町大字竹川 39 番地 39	平成 19 年 11 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 63 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工  
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 19 年 11 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
106	有限会社西井組	伊勢市朝熊町 1667 番地	平成 19 年 10 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 64 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 8 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、次のとおり告示します。

平成 19 年 11 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	取 消 年 月 日
194	株式会社 ミハシ	志摩市阿児町鶯方 3000 番地 2	平成 19 年 11 月 19 日
272	株式会社 斉田組	伊勢市一之木 3 丁目 4 番 32 号	平成 19 年 11 月 19 日



伊勢市上下水道事業告示第 65 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 11 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
277	池山管設備	度会郡玉城町岩出 988 番地	平成 19 年 11 月 19 日

伊勢市上下水道事業告示第 66 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項第 3 号の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 2 項の規定により告示します。

平成 19 年 11 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
38	株式会社 斉田組	伊勢市一之木 3 丁目 4 番 32 号	平成 19 年 11 月 21 日

伊勢市公告第 72 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 11 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	991 m <sup>2</sup>	売買

## 伊勢市公告第73号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成 19 年 11 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 採用予定者

技能労務職（知的障がい者を対象） 1 名 程度

【主な職務内容】 可燃ごみ及び資源物の収集補助等 （業務内容の変更有り）

### 2 受験資格

次の各号に該当する者

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者で、伊勢市内に住所を有する者。

(2) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職（本公告末尾参照）には任用できません。

### (3) 受験区分

昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

① 療育手帳の交付を受けている者

② 伊勢市内に居住し、自力での通勤ができ、かつ、介助者なしに技能労務職として職務の遂行が可能な者

### 3 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行います。

試験区分		内容
第1次試験	筆記試験 面接試験 実技試験	筆記試験は、読み書き、計算問題を出題。 ※面接時は保護者の同伴を認めます（1名のみ） 職務に必要な実技を行います
第2次試験	実地試験	実際の勤務場所において、実地選考（約1週間）を行います。 ※実際の勤務条件と同じ条件で行います。期間中、報酬・交通費は支給されません。

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

伊勢市総務部職員課が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付し、添

付書類を添えて 必ず受験者本人が持参 又は郵送 してください。

添付書類

添 付 す る 書 類
住民票（本人のみで、本籍・続柄の記載が省略されたもので可。なお、コピーされたものは不可）1部、返信用封筒2通（長形3号(120×235mm)に80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。）、療育手帳の写し1部 最終学歴となる学校の学業成績証明書（第1次試験合格者のみ。提出は1次合格通知受理後） ※外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成19年11月26日（月）から12月10日（月）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日のみ午後7時まで）。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成19年12月7日（金）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成19年12月22日（土）に行います。時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成20年1月9日（水）から16日（水）に行います。

時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 試験結果（得点及び順位）の通知

第1次試験の試験結果について、本人の得点・採用区分ごとの順位を結果通知書にてお知らせします。

なお、得点・順位の開示を希望しない方は受験申込書の裏面の「希望しない」に記入してください。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成20年1月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日

8 給与

伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊勢市条例第45号)の規定に基づき支給します。

※平成19年度 高卒初任給は145,100円です。

## 9 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市総務部職員課へしてください。

(電話 0596-21-5505・5506)

郵送の場合の送り先は、次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用募集申込書在中」と記入してください。

また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要がある生じますので、必ず連絡先(電話番号)をご記入ください。

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市総務部職員課宛

## 10 外国籍職員の任用に関する基準について

### 【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

伊勢市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

#### (1) 公権力の行使に相当する職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

#### (2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、伊勢市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

伊勢市公告第 74 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 11 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市楠部町	雑種	茶	雌	小	91 日以上	細い水色の首輪 赤いワイヤー製のリードあり

2 抑留した日 平成 19 年 11 月 27 日

3 抑留期限 平成 19 年 11 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）